

(概要) 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

必ず事前に兵庫労働局ハローワーク助成金デスク又はハローワークに十分ご相談のうえ、助成金の利用計画を進めるようにしてください。

建災防兵庫県支部は助成対象講習に関し助成を受けるための受講証明を行っています。

① 助成内容 (概要)

建災防兵庫県支部で実施している助成対象教育・技能講習につき期日前までに兵庫労働局長(ハローワーク経由)に計画届(書類添付)を提出して、各種要件を満たせば、

- 1) 中小建設事業主で、技能講習開始時点に企業全体の雇用する雇用保険被保険者数20人以下の場合

受講料の4分の3の助成金、1人につき7,600円(1日3時間以上の受講)の賃金助成

- 2) 中小建設事業主で、技能講習開始時点に企業全体の雇用する雇用保険被保険者数21人以上の場合

① 35歳未満の労働者について

受講料の10分の7の助成金、1人につき6,650円(1日3時間以上の受講)の賃金助成

② 35歳以上の労働者について

受講料の20分の9の助成金、1人につき6,650円(1日3時間以上の受講)の賃金助成

- ③ 中小建設事業主以外の建設事業主が自ら雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合は受講料の5分の3の助成金

が支給されるとのこと。 ※生産性要件を満たした場合、別途助成額あり。

② 助成金支給の対象 中小建設事業主が対象

- 1) 中小建設事業主とは資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者数300人以下の事業主をいいます。

- 2) 受講者は雇用保険被保険者であること。

建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行う「一人親方」および「同居の親族」のみを使用して建設事業を行っている事業主は支給対象となりません。

- 3) 建設の事業としての雇用保険料率が1,000分の12の適用がされている中小建設事業主等です。

③ 建設業労働災害防止協会兵庫県支部 助成対象技能講習 (労働安全衛生法第76条別表第18講習)

講習名	学科 (時間)	
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17等	
	1.5 (経費助成のみ)	
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13等	
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13等	
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11等	
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11等	
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13等	
	1.5 (経費助成のみ)	
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13等	
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	学科 (時間)	実技 (時間)
	11.5等	4等
36 玉掛け技能講習	学科 (時間)	実技 (時間)
	11等	5

※ 学科の「等」は各免除者該当時間数も含む

④ 建設業労働災害防止協会兵庫県支部 助成対象特別教育 (労働安全衛生規則第36条)

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)	学科 (時間)
	6
フルハーネス型墜落制止用器具使用特別教育	6

⑤ 助成金の支給要件

次のいずれにも該当すること。

- ・経費助成 1日の実習時間が1時間以上であること。受講料は事業主負担で受講させること。
- ・賃金助成 「経費助成」の要件を満たす講習を1日3時間以上、所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成の対象となります。所定労働時間外に割増賃金を支払った場合、休日に受講させた場合は振替休日を与えるか、所定の割増賃金を支払った場合。

⑥ 申請書類

厚生労働省ホームページ「建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）」

3. 技能実習コース（経費助成）／（賃金助成）

① 計画の届出に必要な書類（共通）

<input type="checkbox"/>	技能実習コース（経費助成・賃金助成）計画届（建設事業主用）
<input type="checkbox"/>	訓練内容等が確認できる書類（実施主体の概要、内容、実施期間、場所等の分かる書類（事前に対象者に配布したもの等）や訓練カリキュラム、受講パンフレット等）
<input type="checkbox"/>	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

② 支給申請に必要な書類（共通）

<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金(技能実習コース(経費助成)(賃金助成)支給申請書(建技様式第3号)
<input type="checkbox"/>	労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）
<input type="checkbox"/>	助成対象となる中小建設事業主又は建設事業主であることを確認できる書類（建設業許可番号が記載された書類、定款、登記事項証明書（写）、資本及び労働者数が記載された書類、事業内容を記載した書類等）
<input type="checkbox"/>	受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)
<input type="checkbox"/>	賃金台帳（写）
<input type="checkbox"/>	就業規則（写）、雇用契約書（写）、休日カレンダー等の受講者の所定労働日及び所定労働時間が分かる書類（写）
<input type="checkbox"/>	出勤簿（写）、タイムカード（写）等の訓練期間中の出席状況を確認するための書類
<input type="checkbox"/>	実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム
<input type="checkbox"/>	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

【生産性要件を満たし、助成額の増額を受ける場合】

<input type="checkbox"/>	生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）等
--------------------------	--

※各様式は厚生労働省・兵庫県支部ホームページ等を参照してください。

必ず事前に兵庫労働局ハローワーク助成金デスク又はハローワーク

に十分ご相談 のうえ、助成金の利用計画を進めるようにしてください。